

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|--|
| <p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第28条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を所得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>2 前項の規定に定めるもののほか、災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>3 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> | <p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第28条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を所得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>2 前項の規定に定めるもののほか、災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>3 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|--|
| <p>4 略</p> <p>第30条 略</p> <p>附 則 1～24 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和元年度分にあつては、当該国民健康保険税のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。）であつて令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和3年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p> | <p>4 略</p> <p>第30条 略</p> <p>附 則 1～24 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税であつて令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和4年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p> |